

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第1回]

議事録

令和3年6月23日（水）

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年6月23日(水)
13時30分～14時50分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員15名)

(公益委員)
押野 正徳 委員
コーエンズ美子 委員
本間 佳子 委員
丸山 政己 委員
村山 永 委員

(労側委員)
大類 亜季 委員
小川 修平 委員
金子 浩 委員
長瀬 久子 委員
長谷部 泰晴 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹
賃金室長 石山 裕之
賃金指導官 中里 康浩
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

- (1) 審議会運営規程について
- (2) 山形県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 令和3年度の審議日程について
- (4) 山形県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

5 その他

6 閉 会

令和3年度 第1回 山形地方最低賃金審議会

【R3. 6. 23 (水)】

賃金室長

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本会は、最低賃金審議会令第5条第1項に基づき「審議会の会議は会長が招集する」となっております。

今年度は委員の改選があり、会長の選出前ですので、慣行により山形労働局長が招集いたしました。

当審議会の進行につきましては、山形地方最低賃金審議会運営規程第6条により会長が議長となることになっておりますが、会長選出までの間、事務局の私、石山が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっており、5月31日から6月16日までの間、傍聴申込みの公示を行いましたところ、10名の方から申込みがございました。また、報道機関からも4社の申込みがありました。傍聴席にご着席いただいておりますので、その旨ご報告いたします。

なお、カメラ撮影については、諮問文手交までの頭取りを許可しておりますので、併せてご報告いたします。

それでは、資料1として委員名簿を準備してございますのでご覧ください。

本日ご出席の皆様方には、本年4月から当審議会第52期の委員として委嘱させていただいております。また、任期は2年となります。よろしくお願いいたします。なお、時間の都合上、大変失礼とは存じますが、委員の皆様の辞令につきましては、お手元のクリアファイルに入れさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今日は今年度最初の審議会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。公益委員の阿部委員に代わりまして丸山委員、伊藤委員に代わりまして押野委員、山上委員に代わりまして本間委員となりました。

労側委員も、柏木委員に代わりまして小川委員、蒲原委員に代わりまして長谷部委員、高橋委員に代わりまして大類委員が就任されました。使側の委員には異動はありませんでした。

それでは、今期新たに6名の委員の方が就任されましたが、改めて委員の皆様をご紹介申し上げます。

それでは、公益委員から名簿の順にご紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に、労働者代表委員をご紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に、使用者代表委員をご紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に山形労働局長及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

山形労働局長の小森でございます。

次に事務局です。労働基準部長の横田でございます。

賃金指導官の中里でございます。

賃金係長の牧野でございます。

そして、私、賃金室長の石山でございます。事務局として一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当審議会の委員定数は、審議会令第2条第2項により15名となっております。会議の開催に必要な定足数は、審議会令第5条第2項で委員の3分の2以上、すなわち10名以上、又は公労使委員の各3分の1以上、すなわち各2名以上の出席が必要となっております。本日は定足数を満たす委員の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは議事に先立ち、当審議会の開催に当たり、小森山形労働局長からご挨拶を申し上げます。

局長 山形労働局長の小森でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から労働行政、とりわけ最低賃金行政につきまして、深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。加えまして、皆様方には本年4月から第52期の委員をお願いしております。何かとご苦勞をおかけすると思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金制度については、改めて申し上げることではないかもしれませんが、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や事業の公正な競争の確保、さらには国民経済の健全な発展に寄与するという重要な役割を担っています。昨年度の最低賃金の改正につきましては、委員の皆様には真摯にご審議をいただきまして、山形県最低賃金は10月3日から、特定最低賃金は12月25日から改正発効することができました。改めまして、委員の皆様の並々ならぬご尽力に、深く感謝申し上げます。

さて、本年度の中央最低賃金審議会における目安諮問が、昨日厚生労働省によって行われました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響なども懸念されるところですが、山形労働局といたしましても、

公労使の委員の皆様には十分な調査審議をしていただくことができるよう、準備を進めてまいり所存でございます。

今年度の審議につきましても、皆様には大変ご苦勞をおかけすることになると思いますが、何卒よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

賃金室長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、本審議会の会長、会長代理の選出についてですが、本審議会の会長、会長代理につきましては、最低賃金法第24条にて公益委員から選出することとなっております。公益委員会議において、事前協議により、会長として村山委員、会長代理としてコーエンズ委員を候補者としていただきました。

勞側、使側の委員の皆様よろしいでしょうか。

(同意)

それでは、皆様のご了承が得られましたので、会長を村山委員、会長代理をコーエンズ委員にお願いしたいと思います。

では、会長が決まりましたので、ここからの進行について村山会長よろしくお願ひいたします。

会 長

会長就任となりました村山です。

本年は公益委員5名中3名が交代しておりまして、私よりキャリアのある公益委員がいない状態となってしまいましたので、言わば順送りの形かと思われませんが、私が会長を務めさせていただくことになりました。これまで委員としてそれなりの年数を経験してきておりますが、会長の立場になりますと、また見える景色が違うのかもしれない。精一杯務めさせていただきますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

まず、最初に議事録署名委員の署名ですが、労働者側は小川委員、使用者側は丹委員にお願いしたいと思います。

続きまして、本日は、山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることになっております。

その前に、事務局から報告することがありましたらお願ひいたします。

賃金室長

はい、報告いたします。資料No.7をご覧ください。

本年5月17日に山形県労働組合総連合による要請行動があり、山形労働局長あて、最低賃金の引上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請書の提出がありました。内

容については、当審議会にも関わる部分がある内容となっていたことから、要請者に対し当審議会に要請があったことを伝える旨回答したことを報告させていただきます。

会 長 では、続きまして議事（２）審議会運営規程等及び諮問から答申への流れについて確認したいと思いますので、事務局からご説明をお願いします。

賃金室長 それでは、審議会の運営規程について説明させていただきます。資料No. 1－2をご覧ください。

資料No. 1－2 山形地方最低賃金審議会運営規程について説明いたします。最低賃金審議会は最低賃金法第20条から第26条、及び最賃審議会令によって運営されることとなりますが、最賃法及び審議会令に定められていない詳細についてはこの規程により運営されることとなっております。主な条文について説明いたします。1、2、3を飛ばして第4条ですが、第4条は、「審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは、最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく。専門部会に関する運営規程は別にこれを定める。」ということで後のページに専門部会運営規程も付けてございます。続いて第5条を飛ばしまして第6条でございます。第6条は、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と定められております。

会 長 裏面が印刷されていませんね。6条以下の。

賃金室長 大変失礼いたしました。差し替えをさせていただきたいと思えます。

お手元に資料がない中での説明になってしまいますけれども、申し上げていきたいと思えます。第7条ですけれども、会議の公開、非公開について定めた条文でございます。原則は公開でございますけれども、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。というような規定となっております。

続いて第8条ですけれども、議事録の作成について規定しております。会議の議事については議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するというふうになっております。

続きまして第9条でございます。会長は審議会が議決を行ったときは答申文又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度山形労働局長に送付するという内容の規定でございます。

ここで規程に関してお諮りしたいことが二つあります。先ほど署名委員の指名があったところですが、一つ目として議事録、議事要旨への署名廃

止の要否についてお伺いしたいと存じます。令和2年度から議事録等を当局ホームページで公開していますが、公開前に会長及び会長が指名した委員に議事録を示し、内容に誤りがないか等確認いただいてから署名を頂戴しております。他の審議会の例を見ても、中央の労働政策審議会では規程を変更し、署名を廃止したとのこと。地方労働審議会では規程が変更されていないものが多いと思われ、当局の地労審もまだ廃止していません。当然ながら、署名を廃止しても公開する前に委員の皆様にご確認いただくことには変わりはなく、廃止した場合の確認方法の一つとして、労政審の場合を参考にすると、委員全員に議事録等を送付するなどの方法があるようでございます。そこで見直しの要否についてお諮りします。

それと二つ目ですが、審議会の開催方法について、これまでのような集合形式のほか、「会長が必要と認めるときは、テレビ会議を利用することができる」という規程の整備が必要か否かについてお諮りしたいと思います。厚生労働省の意図としては、テレビ会議に移行しなさいという趣旨ではなく、規程の整備を済ませておかないと必要な時にすぐには実施できないからということですが、現時点では委員の皆様全員が必要な機材をお持ちなのかどうか不明ですし、例えばZoomなどでは40分を超えると有料になりますが、予算措置等については厚生労働省から個別の指示や連絡はございません。このような状況ですが、直ちに規程の整備に着手すべきかご意見をお願いいたします。

会 長 ただ今、事務局から説明等がありました審議会運営規程であります。2点について改正をするか、しないかという話がありました。まず1点目、議事録への署名を維持するのか、廃止するのか。2点目が審議会の開催方法としてテレビ会議も認める旨の規定はどうか、というところではありますが、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方お願いいたします。

金子委員 テレビ会議につきまして、二、三お考えをお聞きしたいと思います。もしテレビ会議を進めるとなると、時代はそういう流れになっていると思えますし、私ども労働組合間、また職場に戻れば会社間等々で使っております。ただ、こういった審議という場所でございます。やはり通信が不安定になる場合も否めないところでございます。突然相手がいなくなったり、フリーズしてしまったり、そういった場合に採決となったときに、もしその方が通信不良でつながらなくなってしまうとその方は欠席扱いになってしまうのか、というようなところが少し疑問に思っています。そういったところの補填をどのように対応されるのか聞かせていただきたい。

賃金室長 ご出席いただいている以上、欠席ということにはなりませんので、通信の回復を待って進行するということになるかと思えます。

金子委員 やはり通信の回復を待ってその方の採決を求めてと。サブ回線を準備するとかそういうこともあるかもしれませんが。私、個人的には、審議会ということで、やはり採決というところになるので、勝手に私の意見を述べさせていただきますが、ちょっと難しいのかなと思っております。

会 長 ほかに意見や質問はございませんか。

丹 委 員 1点目、署名廃止は別に構いません。各委員に送っていただいて議事録をチェックしていただけるのでしたら、より正確性も増すと思えますので全く異論はございません。

2点目、質問ですが例えば傍聴等、取材とかどうなのでしょう。招待状を出す形になるのでしょうか。

賃金室長 やはり、そうなるかと思えます。

丹 委 員 例えば、現況のようにコロナ禍で集合形式では開催できなくなった、でもやっぱり必ず開催しなければならない、というような事態を想定して、こういう形でもできるよという担保もほしいということでしょうか。

私も対面が最も望ましいと思えます。やはりこういった議論の場は、相手の表情とか態度とかを含めて感じられる部分で大分違ってきますので、それがベストだと思いますけども。できるだけそういう事態を避けるように努力をして、制度としてそういう形も容認するというのであればよろしいのではないのでしょうか。

これが私の個人的意見でございます。

会 長 ほかにございませんか。

確かにテレビ会議はいろんな組織体において急速に普及しつつあるところではありますが、正に懸念が示されていますとおり、通信環境がおかしくなった時にどうするんだと、またどういう効力の問題になるんだと懸念は当然ありうる。なので、それをどこまで細かく備えを置いておくかというところも問題になるかと思えますが、現在の規程ですとテレビ会議はおそらくやりようがない、やったら違法だという解釈になりかねない。そうなることが自然なところだと思います。テレビ会議はあり得るということ、やっても違法ではないと確認する意味合いで規程は置いておく。實際上この種の会議は対面でその場でやり取りができるというところに意義があると思われまますので、テレビ会議にしましよと安易には行わな

いという前提で、ただ一応最悪の場合に備えてやれるような規程にはしておく、そのような意味合いでご理解いただければと思うところです。

そういうことを前提としまして、採決の形にさせていただければと思いますが、まずは一点目の署名廃止、議事録への署名廃止、この点は皆さん異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 今説明した意味合いを込めてのテレビ会議の採用の件ですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長 では、いずれもそのようにご承認いただいたというふうにさせていただきます。

続いて、諮問から答申の流れの関係でしょうか。ご説明をお願いいたします。

賃金室長 ありがとうございます。事務局として作業を進めさせていただきたいと思えます。

なお、本日資料といたしまして労使委員の皆様へ令和3年度版最賃決定要覧、こちらの冊子でございますけれども、こちらをお配りさせていただいております。こちらの要覧のほうには最低賃金法の関係法令等が掲載されておりますので、山形地方最低賃金審議会運営規程と併せましてご覧いただければ幸いです。以上が運営規程のほうの説明になります。

ただ今、運営規程のきちんとしたものをお配りさせていただいたかと思えます。

続きまして、諮問から答申の流れについて説明いたします。

本日、地賃の諮問がなされることになっておりますが、諮問がなされますと運営規程第4条により、審議会は、調査審議を行うため直ちに専門部会を置くこととなります。専門部会は、公労使各3名の委員からなり、実質的な金額審議を行い、その結果を部会長が審議会会長に報告することとなります。会長は、結果を受けて審議会で議決し局長に答申することとなります。

審議会は、運営規程第7条により原則公開となっておりますが、公開によって個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、会長は会議を非公開とすることができるとなっております。

会 長 運営規程等に関しまして、先ほどの署名廃止の件とテレビ会議の件についてご賛同いただいたわけですが、規程の具体的な改正の条文化はどの程度準備ができているのでしょうか。

賃金室長 これからというところが実情でございます。

会 長 中央のほうからモデルのようなものは示されていませんか。

賃金室長 それを参考にしたいと思います。

会 長 それができた時点で改めて正式な条文案として、もう一度お諮りするよ
うな形になろうかと思えます。

それでは運営規程全体であります。近い将来の改正を含んだ点が2点あるということをお前提としまして、ただ現段階においては、現状を今配付し直された規程の中身ということで進めてまいりたいと思えます。この規程でこれから実施するということが双方よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 では、現行規程でこれからの審議を進めるということにさせていただきます。続いて、ここで諮問を受けるという順番でよろしいですか。

では、労働局長から諮問を受けることにいたします。

局 長 (諮問文読み上げ)
よろしく願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交)

会 長 それでは、事務局は各委員に諮問文の配付をお願いいたします。
なお、カメラ撮りについてはここまでということをお願いいたします。

(事務局から各委員に諮問文の写しを配付)

会 長 それでは、諮問理由について説明をお願いいたします。

基準部長 ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由についてご説明を申し上げます。

本県における現下の経済状況につきまして、今月14日発表の山形県経

済動向月例報告では、「本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然、厳しい産業もあるものの、全体としては持ち直しつつある。」と総合判断されております。一方、分野別では鉱工業生産につきまして「持ち直しているものの、一服感がみられる。」という判断でございまして、雇用情勢の方は、「感染症の影響により、一部で弱い動きが続いているものの、総じて見れば緩やかに改善している。」と判断されています。

また、県内の有効求人倍率は、5月28日付けで記者発表していますが、1.23倍となりまして2か月連続で上昇いたしました。これは製造業等で求人が増えているということによるものでございます。

なお、求人数につきましては、前年同時期よりは増加していますが、一昨年の同時期と比べますと2割ほど少ない状況でございます。

そして、本県の賃金につきましては、毎月勤労統計調査によりますと、令和3年3月の「きまって支給する給与」は、前年同月比で5人以上の事業所は2.1%増加、30人以上の事業所は2.4%の増加となっております。

このような状況の中、今月9日に開催されました第8回経済財政諮問会議で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる骨太方針の原案について議論が行われました。議長の菅総理大臣から、「今後、早期に経済を回復させるためには、賃上げにより所得を引き上げ、消費を拡大するという経済の好循環を実現する必要がある。新型コロナによって広がった格差を是正するためにも、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」との決意が示されたところでありまして、この骨太方針につきましては、先週18日に閣議決定されております。

山形労働局におきましては、引き続き労使の皆様にご協力をいただきながら、雇用調整助成金、また、休業支援金等の迅速な支給決定に努めることなどによりまして、雇用の維持と事業の継続、そして県民の生活の下支えをしてまいりたいと考えております。

貴審議会におかれては、このような状況につきましてもご考慮いただきながら、今年度の山形県最低賃金の改正に係る調査審議をお願いいたしたく、諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分なご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 引き続き、事務局から関連する資料の説明をお願いします。

賃金室長 それでは、諮問趣旨の背景に関わる資料について説明させていただきます。

資料No.3-1 山形県経済動向月例報告

資料No.3-2 山形県景気動向指数

資料No.3－3 山形県鉱工業指数
資料No.3－4 山形県企業短期経済観測調査結果
資料No.3－5 消費者物価指数
資料No.3－6 雇用情勢
資料No.4－1 山形県の最低賃金の推移
資料No.4－2 山形県の賃金水準
資料No.4－3 東北6県の最低賃金改正状況
資料No.4－4 東北6県の賃金時間額特性値
資料No.4－5 目安額等の推移及び山形県最低賃金額の推移
資料No.4－6 毎月勤労統計調査地方調査結果速報
資料No.4－7 求人・求職賃金情報：職種別（パート）
資料No.5－1 山形市における世帯人員別標準生計費の推移
資料No.5－2 山形市における1世帯の標準生計費の推移
資料No.6 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の状況
資料No.8 中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安諮問文（写）
以上、長くなりましたが資料の説明とさせていただきます。

会 長 　　ただ今の資料説明についてご質問があればお受けしたいと思います。

（質疑なし）

会 長 　　後に疑問が生じた場合は、適宜お問い合わせいただければと思います。それでは、本日改正諮問を受けましたので、現段階で、労使各側から意見等あれば承っておきたいと思います。労働者側いかがですか。

小川委員 　　労働側から連合山形の小川が意見として述べさせていただきます。私ごとですが2017年度まで審議会委員を務めておりました、この度4年ぶりに務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、小生が抜けてから山形県の最低賃金は3%台と非常に高い引上げを実現できておりました。しかし昨年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現行水準を維持するという内容の目安が示される中、3円の引上げを実現しておりました、そういうことに関しましては昨年度の審議会の皆様のご努力に敬意を表したいと考えております。しかし、その現行水準というのは、一年間働いても年収158万円程度にしかならず、とても生活できる水準には程遠い状況となっております。最近、県の調べによりますと、令和元年度における山形県で働く女性の賃金が何と全国で最下位というショッキングな情報がありました。山形県の女性は労働力率、就業率等々で全国トップレベルの勤勉な女性達でありながら、賃金に至っては全国で一番低い処遇で働いているというような大変厳しい状況となっ

ております。そのことは、山形県の大きな課題でもあります子供の貧困率、ひとり親子育て貧困層の拡大にも深く関わっていると思います。そこに関わる多くの女性が最低賃金近傍での就労を余儀なくされているという現状があります。また、山形県は有期、短時間契約等で働く方々の労働者も拡大しております、その中にはコロナ禍において奮闘されているエッセンシャルワーカー等々の方々も多く含まれています。さらにそのことは、山形県の喫緊の課題でもあります少子高齢化、人口減少、労働力の流出、女性、若者流出等々を拡大させることにもつながり、賃金のセーフティーネットたる最低賃金制度が果たす役割は、極めて大きいものになっていると言わざるを得ません。

昨年来のコロナ禍の影響により、県内経済は戦後最大ともいえる危機的状況に瀕していると思います。しかし、だからこそ全ての県民の命と健康、安全な生活を守るために、縮小した経済を復活させるために、政策や取組等々を総動員していくことが必要であり、最低賃金は重要な政策の一つであると考えます。山形県の最低賃金をセーフティーネットとして、実効性のある高い水準へ改善をするための労働側の意見とさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。続きまして使用者側お願いします。

丹 委 員 意見については、この後、開催される合同専門部会を始めとする専門部会で述べさせていただきたいと思います。

ただ、状況認識としては、やはり昨年同様、厳しいという現状に変わっていないんじゃないかなと思っています。雇用調整助成金の率、最高限度額が、特に緊急事態宣言等々発出されていない地域では下がってしまいましたけれども、むしろ、以前の特例を戻して年度内は継続してほしいという企業もたくさんあります。そういった状況ですので、様々な経済指標が示す現状と地方の実態ですね、あと働く方々が実感することには若干の乖離があるんじゃないかなと考えています。政府の方針、諮問文のいわゆる配慮というところは理解できるんですけども、その辺も踏まえてこれから真摯に議論を重ねていければと考えています。

会 長 ありがとうございます。ほかにご意見のある方いらっしゃいませんか。

(意見なし)

会 長 続いて議事の(4)審議日程についての協議に移ります。
今後の審議日程について、事務局案を説明してください。

賃金室長 今後の審議日程について説明いたします。

初めに、資料No.2-1をご覧いただきたいと思います。平成30年度から令和2年度の審議会開催状況を一覧にしたものでございます。昨年度は、本審が6回、地賃専門部会が6回、特定最賃専門部会が合同部会を含めて4つの産業で13回と、合計25回の審議をいただきました。

本年度、中央最低賃金審議会では、昨日、6月22日に諮問がなされており、目安小委員会での審議が同日から7月13日までの間で4回開催予定となっております。例年の状況に照らしますと、おそらく7月13日の第4回で結論が出るものと思いますが、結論が出れば、数日中に中賃本審が開催され、目安額が答申されるという予定になっております。

山形地方最低賃金審議会は、本日第1回の審議会を開催させていただき、地域別最低賃金の諮問をさせていただきました。本日以降、参考人からの意見聴取、中央の審議会が示した目安答申の伝達、地域別最低賃金の答申、特定最賃の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出が行われた場合の異議審、さらに、特定最賃の必要性の答申内容によりますが、特定最賃の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。そこで、地域別最低賃金専門部会の審議日程も含め、次のとおりお諮りします。

まず昨年度ですが、中央の審議会では目安が示されない事態となりました。そのような中で、山形では10月3日の発効を目指し、そのために8月7日に答申を頂くという日程で進めさせていただきました。委員の皆様には大変なご苦勞をお掛けしました。さらに、8月7日に答申を頂いた時点では、秋田を除く北東北や、Dランクの他県の状況があまり分からないままでの答申となったということもございました。このような経緯がございましたが、令和2年度の第6回本審において、委員の皆様から「10月1日発効を目指すべき。」という意見や、それとは反対に「10月1日発効にこだわらないという方針で臨むべき。」と様々のご意見を頂いたところでございます。

そこで、今年度につきましては事務局案としまして、本日6月23日の第1回本審での諮問に続き、7月26日に第2回本審で目安額の伝達、8月6日に第3回本審で答申を頂く、8月24日に第4回本審で異議の審議を行うということで、ここで「答申のとおり」となりました場合は、10月2日の発効という予定となるものでございます。

地賃の専門部会につきましては、中央から目安が示される前ではありますが、7月20日に第1回として部会長の選出などをしていただき、8月6日第3回本審での答申までの間に予備日を含めて5回金額審議をしていただくということで事務局案を組ませていただきました。

日程の事務局案を再度申し上げたいと思います。本日の第1回本審では地賃の改正諮問が行われました。地賃につきましては、7月20日に第1回の専門部会で部会長、部会長代理の選出と第2回以降の部会の日程の確

定をしていただきます。7月26日の第2回本審では労使の参考人の意見聴取、目安額の伝達を行います。その後、専門部会を7月27、28、30、8月2日、8月4日、この日は予備日でございますけれども、この日程で金額審議をお願いし、8月6日に第3回本審で答申を頂きたいと思えます。その後、異議の申出があれば、8月24日に第4回本審でご審議いただき、異議が認められなければすぐに官報公示の手続を行って、10月2日に発効となるという段取りで進めさせていただきたいと考えております。

また、特定最賃につきましても、8月6日の第3回本審で改正の必要性の諮問と審議、8月24日の第4回本審で改正の必要性の答申、そこで必要性有りの場合には改正の諮問が行われます。そうなりますと、9月下旬から専門部会でのご審議をお願いし、10月22日までに専門部会での結論を頂き、10月26日までの間に答申を頂くことで例年どおり12月25日発効ということになりますので、ご提案させていただきたいと思えます。

会 長 　　ただ今説明のありました日程案につきましてのご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。何かございますでしょうか。

（質疑なし）

会 長 　　特にないようであれば、ただ今説明のあった日程案のとおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

（意見なし）

会 長 　　特段ないようですので日程案のとおりとさせていただきます。
　　続いて、議事の（5）の山形県最低賃金専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　山形県最低賃金専門部会の設置と専門部会委員の推薦について申し上げます。本日、局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問がなされましたので、最低賃金法第25条第2項及び山形地方最低賃金審議会運営規程第4条に基づき専門部会の設置が必要となります。

　　つきましては、本日から7月7日まで推薦の公示を行い、労使各側から専門部会委員3名を任命することとなります。公益委員につきましては、公益委員の中から任命することとなっております。

会 長 　　専門部会に関する説明について、ご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

会 長 議事（６）の意見聴取について事務局より説明をお願いします。

賃金室長 先ほどご了承いただきました7月26日の月曜日午前9時から開催する第2回本審におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、参考人意見聴取を実施することにしたいと思っております。

最賃法第25条第5項においては、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と定めております。昨年は労側3名、使側3名の計6名の方からご意見を頂きましたが、審議に支障のない範囲で聴取する人数に幅があっても差し支えないですし、必ずしも労使各側が同数である必要もないところでございます。今年度の聴取の在り方について、ご意見がありましたらお願いいたします。

会 長 ここのところ、例年労働者側3名、使用者側3名をそれぞれ参考人として出席いただいてご意見を伺っているわけではありますが、本年度も前年度までと同様のやり方でよいのかどうかについて、ご意見をお聞きしたいと思います。

労側いかがでしょうか。

小川委員 昨年同様で。

会 長 3人で参考人を準備したいということですね。
使用者側はいかがでしょうか。

丹 委 員 確か、前年度は簡素化できないかという意見があったように記憶しています。3、3で6人。セレクトも結構大変でしたね。労側は組合に上意下達ではないんですけど、結構やりやすいと思いますが、大変な時期に大変なことをお願いしなくちゃならないので、できればもっと人数的に簡素化できればと考えています。ですから使側は今年3人にこだわらないで1人ないし2人になるかと思っています。

会 長 はい、分かりました。

確かに3、3でなくてはいけないというルールはなく、同じ人数でなければならないというルールもございませんので、それぞれのお考えに合わせた人数で進めるということによろしいかと思っています。實際上、本来であ

りますと公募して一般の方から応募があれば採用してというところで、それがあまり足かせになるようですと時間の関係上難しいということになるんですが。実際、公募しても応募する方がいなくて、それぞれ労側、使側の方で声掛けをして出席いただいているというのが実情なわけです。そういった実情も鑑みて、本年度は特に人数につきましては例年とは必ずしも同じでなくてよいのではないかと。少なくとも法令に抵触するということではございませんので、それぞれの立場のお考えに合わせて参考人を選んでいただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 では、そのようにさせていただきます。

あと、あり得ないとは思いますが、合計人数が6人を超えるようなことはさすがに時間的に難しいものがあるかと思しますので、双方合わせて最大6名という点は確認をさせていただきたいと思えます。

小川委員 別の意見ですがいいでしょうか。

意見聴取のことで意見を述べさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会 長 はい。

小川委員 意見聴取のことなんですけれども、毎回、労使双方から委員を選出して意見陳述を行っていただいているんですけども、その内容等々が審議会、専門部会においても反映されていないような気がいたします。毎年の審議では現行の水準をいくら引き上げるべきかという、引上げ論に終始してしまっていて、本来の審議会のあるべき姿を、山形県の最低賃金がどうあるべきかという論議に至っていないという気がします。せっかく意見陳述を行うわけですので、出た意見を大切にして審議会に活かして行って、山形県の最低賃金はどうあるべきかという論議に導いていくべきだと考えます。一つ労側の意見として言わせていただきます。

会 長 それは参考人として選んだ方に、どういう観点からどういう意味合いの意見を求めるかということで、それは事実上、労働者側は労働者側から、使用者側は使用者側から、是非こういう点について意見を述べてほしいというようなことを事前に参考人と調整していただくと、それは差支えのないことだと思いますので。そういう形でその点是对応いただけるのではないかと思う次第です。ほかにございますか。

(意見なし)

会 長 ではそのように意見聴取のほうは進めさせていただきたいと思います。念のためではありますが、今後の審議日程を改めて事務局の方から説明してください。

賃金室長 それでは改めまして日程の方をご説明させていただきます。
第1回専門部会は7月20日火曜日午前10時から開催させていただきます。

第2回本審は7月26日月曜日の午前9時から開催し、労使各側の参考人からの意見聴取を行いたいと思います。その後、引き続きまして本審委員に目安答申の伝達を行わせていただきたいと思います。

第2回以降の専門部会につきましては、7月27日から8月2日までの間で4回開催し、加えて専門部会の予備日として8月4日午後1時半からを確保しております。8月6日午前10時から本審を開催しまして審議がまとまれば答申を頂き、その後、特定最賃の必要性について諮問を行います。8月24日に第4回の審議会を開催し、異議の申出があれば異議審を行い、異議が認められなければ官報公示の手続に入りたいと思います。また、特定最賃の必要性について答申を頂き、必要性が認められれば、改正を諮問させていただきます。

会 長 ただ今再確認されました日程に従って、今後進めさせていただきます。最後にこの場で労側、使側からこれまで出ていないようなことにつきまして、特にこの場で発言したいというようなことがありましたら承りますが、何かございますか。

(意見なし)

会 長 次回の第2回本審議会は、関係労使代表者からの参考人意見聴取、目安答申伝達を行うこととなります。第2回本審において行われます参考人意見聴取の際には、具体的な会社名あるいは業績等の話が例年出ておりますので、参考人意見聴取の部分は非公開という形で行いたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、第2回本審は意見聴取の部分につきましては非公開といたします。

最後になりますが、本年度の審議会につきましても、日程が大変厳しい

中でのご審議をお願いすることになります。県民からの期待、注目度も大きいものと思われますので、全会一致の答申に向けて、労使各側委員のご協力をお願いしたいと思います。

これで第1回審議会を終了します。ありがとうございました。